

# パルススポーツクラブ6・3会員規約

- 第1条 (名称) 本クラブは「パルススポーツクラブ6・3」(以下本クラブという)と称する。
- 第2条 (所在地) 本クラブの所在地は、西尾市桜町奥新田2番地とする。
- 第3条 (運営) 本クラブの施設運営は、株式会社豊和があたる。
- 第4条 (目的) 本クラブは会員が施設を利用して、健康維持、増進ならびにお互いの親睦をはかり明るいコミュニティーづくりに寄与することを目的とする。
- 第5条 (会員) 本クラブは施設利用の為、会員制度を設ける。本クラブの会員とは会員審査委員会の承認を得、入会手続きを完了した方を言う。
- 第6条 (会員種類) 本クラブの会員種類および要件は別紙に定める通りとする。
- 第7条 (会員審査委員会) 本クラブは会員審査委員会に会員の審査を依頼する。会員審査委員会は審査内容を公表しない。
- 第8条 (会員資格) 会員は本クラブの審査基準に適した15歳以上(中学生・妊婦を除く)の男女とし、次の各号に該当する方とする。
1. 定期検診を受け自己の健康管理能力を有する方。医師の診断書を求める場合がある。
  2. 本クラブの会員としてふさわしい品位と社会的信用のある方
  3. 刺青・タトゥー(シール含む)をしていない方、暴力団などの反社会的勢力の構成員でない方及び会員・ビジターの円滑な施設利用及びクラブライフに支障を来す可能性のない方
  4. 日本語が理解でき、規約及び館内表示などが理解できる方
  5. 本クラブの会則、細則および利用ルール・マナーを承認し遵守される方
- 第9条 (会員資格の期間) 会員資格の有効期間は、会員を証する会員証発行日から会員資格喪失の時までとする。
- 第10条 (入会手続き) 本クラブに入会を希望される方は所定の申し込み手続きを行ない、当クラブの会員審査委員会の承認を得たうえで、入会に必要な諸費用を納入して入会手続きが完了する。
- 第11条 (入会金等) 入会金・月会費は別に定める金額とし、入会が完了した場合は原則として、これを返還しないものとする。但し入会日までに取り消す場合は、必要手数料を引いて返還する。
- 第12条 (会費等) 会員は別に定める月会費については金融機関を通し、自動引落しで前納にて支払うものとする。
- 第13条 (利用) 会員は、施設利用に際して、別に定める金額の利用料を支払うものとする。また入会后他人に伝染または感染する恐れのある疾病などにかかった場合や飲酒により正常な施設利用が出来ないと施設側が判断した場合、妊婦であること判明した場合などは、その場で施設の利用を制限することがある。利用に際し医師の診断書を求める場合がある。
- 第14条 (譲渡・貸与禁止) 会員資格は他にこれを貸与または譲渡できないものとする。
- 第15条 (会員資格の一時停止・除名) 会員が次の項の1つに該当した場合、直ちにその会員の会員資格を一時停止または除名することができ、その場で利用を停止することがある。場合によっては家族会員も連帯で一時停止・除名の対象となることがある。
1. 施設内外を問わず、本クラブの名誉、信用を損傷したり、秩序を乱したりした場合
  2. 本会則、細則および本クラブが定めたルールに反した言動があった場合
  3. 施設・設備等を故意に損壊した場合
  4. 第8条の会員資格を満たしていないことが入会後に判明した場合、または入会後に会員資格を満たさなくなる状況となった場合
  5. 所定の支払い金額を滞納し、本クラブからの期限を定めた催促にも応じない場合
  6. 会員審査委員会が会員として適当でないと判断した場合
  7. 入会手続きに際して虚偽の申告をした場合
  8. 他の利用者・スタッフに対してのハラスメント(嫌がらせ)行為などを起こした場合
  9. 他の会員に対して迷惑となる行為がある場合(入会后病気などを含め何らかの理由により、正常な利用ができなくなった場合も含む)
- 第16条 (退会・休会) 会員が退会・休会をする場合は、書面による手続きを毎月15日(15日が休館日の場合は、前営業日となる)までに完了しなければならない(但し、都合により変更となる場合がある)。原則として口頭による退会・休会の申し出は受け付けない。期限を過ぎた場合は翌月の退会・休会となる。
1. 月会費その他未納金がある場合はこれを完納し、退会するものとする。
  2. 休会の場合は休会料が発生する。

- 第17条 (会員資格の喪失) 次の場合、会員はその資格を喪失する。
1. 会員が死亡した場合
  2. 法人が解散または法人の資格を失した場合 (法人会員のみ)
  3. 会員が退会した場合
  4. 会員が第15条で一時停止した期間または除名された場合
  5. 経営上重大な理由により本クラブ諸施設を閉鎖した場合
- 第18条 (会 員 証)
1. 本クラブは会員に会員証を交付するものとする。
  2. 会員が施設を利用する際には、会員証を提示するものとする。
  3. 会員は会員証を紛失した場合、所定の手続きを行ない、手数料を添えて再発行を申請するものとする。
  4. 会員証は他人に貸与及び譲渡出来ないものとする。
  5. 会員がその資格を喪失した場合には、速やかに会員証を返還しなければならない。
- 第19条 (変更事項の届け出)
1. 会員は氏名、住所、電話番号、引落銀行口座、その他入会申し込み記載事項に変更が生じた場合には、速やかに届け出するものとする。
  2. 会員への通知は会員から届け出のあった最新の住所宛てに行ない、本クラブは以降の責任を負わないものとする。
- 第20条 (会 員 の 義 務)
- 本クラブの会員は本会則、細則および本クラブが定めた事項に従い品位ならびにマナーの向上をはかり、目的達成のため、相互理解、相互協力に努めること。
- 第21条 (スクールの開催)
- 本クラブは会員または会員以外の方を対象とした各種スポーツスクールおよびカルチャースクールを開催することがある。またスタジオ及びプールで行われるレッスンプログラムは、定期的に見直しを行ない、内容を変更する場合がある。
- 第22条 (ビジターの利用)
1. 会員以外の者 (以下ビジターという) は、本クラブの会員同伴による場合のみ施設の利用ができる。但し第8条の各項に該当する15歳以上 (中学生・妊婦を除く) 男女とする。
  2. 本クラブは必要に応じてビジターの入場を制限することがある。
  3. ビジターは施設利用に際し、別に定めるビジター料をその都度支払うものとする。
  4. 会員は同伴のビジターと施設を利用するときは、可能な限り同一の行動をとり、ビジターがクラブのルール・マナーに反しない利用ができるよう努める。
- 第23条 (休 館 日)
- 本クラブの定休日は原則として月曜日とする。但し定休日は本クラブの必要に応じて変更出来るものとする。その他、本クラブが定める日に休館日を設けることがある。
- 第24条 (施設の閉鎖・変更)
- 本クラブは次の場合、施設の全部または一部を閉鎖、または変更することがある。クラブ側の都合により定休日とは別に全館を閉鎖する場合は下記の通り、月会費を返還または、再開後に充当するものとする。但し施設の一部閉鎖の場合はこの限りではない。
- 10～15日間の休館：月会費半額 16日間以上の休館：月会費全額
1. 天災・法令の制定改廃・行政指導・著しい社会情勢の変化・その他やむを得ない事由が生じた場合
  2. 施設の改造、または修繕の場合
  3. 経営上重大な理由がある場合
- 第25条 (免 責 事 項)
- 施設内で生じた事故に関して、施設側に法律上の管理責任が認められる場合、法律上の損害賠償責任を負うものとする。なお法律上の判断及び対応については、専門機関に委任する場合がある。
- 第26条 (会員の損害賠償責任)
- 会員が施設利用中、自己の責に帰すべき事由により、本クラブまたは第3者に損害を与えた場合は、速やかにその法律上の賠償の責に任ずるものとする。会員が同伴したビジターについては、原則としてビジター本人がその責に任ずるものとする。
- 第27条 (附 則)
- 入会金・月会費・利用料などについては、経済情勢の変動により変更する場合がある。会員種類・金額の変更の際は、1ヶ月以上前に各会員様へDMにて案内を送付する。
- 第28条 (細 則 等)
- 本会則に定めない事項並びに業務運営上の必要な事項は、細則利用規定などによるほかその都度本クラブにおいて、これを定めることが出来る。
- 第29条 (改 正)
- 本会則の改正は、本クラブが必要に応じてこれを行なう事が出来るものとし、その効力は、全ての会員に及ぶものとする。重要な改正に際しては、改正日1ヶ月以上前に、館内掲示またはWEBサイトへ掲示する。